



最高裁秘書第4412号

平成29年10月31日

林弘法律事務所

弁護士 山中理司様

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高橋 滋

理由説明書の写しについて（送付）

下記の諮問について、最高裁判所から当委員会に提出された理由説明書の写しを  
別添のとおり送付します。

記

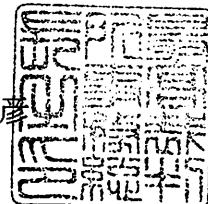
諮問番号 平成29年度（最情）諮問第59号

(担当) 秘書課文書開示第一係 電話03-3264-8330 (直通)

平成29年10月26日

情報公開・個人情報保護審査委員会 御中

最高裁判所事務総長 今崎幸



### 理由説明書

下記1の諮問について、下記2のとおり理由を説明します。

( )  
記

#### 1 諒問日等

##### (1) 諒問日

10月26日

##### (2) 諒問の要旨

苦情申出人は、最高裁判所がした一部不開示の判断に対し、旭川地裁は、司法研修所に対し、旭川地裁配属の70期司法修習生の一部を配属換えする原因となった事実関係を文書で報告しているはずであるから、開示文書以外にも本件開示対象文書がある旨主張しているが、当該判断は相当であると考える。

#### 2 理由

##### (1) 開示申出の内容

旭川地裁配属の70期司法修習生の一部が配属換えになったことに関して、最高裁判所又は司法研修所が作成し、又は取得した文書

##### (2) 原判断機関としての最高裁判所の判断内容

最高裁判所は、(1)の開示の申出に対し、8月22日付けで、次のアからクまで及びコからスまでの文書を一部不開示、ケの文書を開示する判断（以下「原判断」という。）を行った。

ア 平成29年4月18日付け司研企二第559号司法研修所長依頼「平成2

8年度（第70期）司法修習生の実務修習委託等の変更について」

- イ 平成29年4月18日付け司研企二第560号司法研修所長依頼「平成28年度（第70期）司法修習生の実務修習委託等について」
- ウ 平成29年4月18日付け司研企二第561号司法研修所長依頼「平成28年度（第70期）司法修習生の実務修習委託等について」
- エ 平成29年4月18日付け司研企二第562号司法研修所長依頼「平成28年度（第70期）司法修習生の実務修習委託等について」
- オ 平成29年4月18日付け司研企二第563号司法研修所長通知「平成28年度（第70期）司法修習生の実務修習地の変更について」
- カ 平成29年4月18日付け司研企二第564号司法研修所長通知「平成28年度（第70期）司法修習生の実務修習地の変更について」
- キ 平成29年4月18日付け司研企二第565号司法研修所長通知「平成28年度（第70期）司法修習生の実務修習地の変更について」
- ク 平成29年4月14日付け「通知書」（3通）
- ケ 平成29年4月14日付け旭川地方裁判所事務局長送付「同意書について」
- コ 平成29年4月13日付け「同意書」（3通）
- サ 平成29年4月18日付け司法研修所事務局長依頼「司法修習生の身上報告書等の引継ぎについて」（旭川地方裁判所事務局長宛てのもの）
- シ 平成29年4月18日付け司法研修所事務局長依頼「司法修習生の身上報告書等の引継ぎについて」（旭川地方検察庁事務局長宛てのもの）
- ス 平成29年4月18日付け司法研修所事務局長依頼「司法修習生の身上報告書等の引継ぎについて」（旭川弁護士会事務局長宛てのもの）

(3) 最高裁判所の考え方及びその理由

- ア 旭川地裁配属の70期司法修習生の一部が配属換えになったことに関する文書については、配属換えの手続が終了して、それ以降に保存する必要性もないため、開示した文書以外は廃棄済みである。
- イ よって、原判断は相当である。